

# 当座預金

令和2年4月1日現在

1. 商品名	当座預金	
2. 販売対象	・法人、個人	
3. 期間	・定めません。	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位	
5. 払出方法	・随時払い戻しできます。(小切手またはキャッシュカードを使用して下さい) ・手形、小切手の金額の一部払い戻しはできません。	
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 過振り損害金	・無利息  ・支払資金を超えて手形、小切手等の支払いをした場合には、当金庫から請求があり次第、直ちにその不足金を支払っていただきます。 ・損害金の割合は年14.6%(年365日の日割計算) ・過振り損害金の決算日は毎年「3月9月の第3土曜日」です。	
7. 税金	_____	
8. キャッシュカードの利用と手数料	・キャッシュカードのご利用ができます。 ・金庫所定の手数料を頂きます。	
9. 付加できる 特約事項	・公共料金などの自動振替口座としてご利用いただけます。	
10. 中途解約時の 取扱	_____	
11. 金利情報の 入手方法	_____	
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置  紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は業務部(9～17時、電話:03-3279-4480)にお申出ください。 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記業務部または全国しんきん相談所(9～17時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他参考 となる事項	・預金保険制度の付保対象商品です。利息がつかない等の条件を満たしているため全額保護されます。  ・当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 ・手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を金庫所定の手数料を頂いて交付いたします。	